

## 第一次から第五次までの総量規制の施策内容

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、昭和 54 年以来 5 次にわたる水質総量規制により、下表に示す汚濁負荷量の削減対策が進められてきている。

	総量削減基本方針における汚濁負荷量の総量の削減の方途	削減の方途に係る特記事項	基本方針策定	目標年度	基準適用日 <sup>3)</sup>
第一次	(1) 下水道等の整備の促進等生活排水対策の強化を図る。 (2) 指定地域内事業場について適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ることにより、汚濁負荷量の総量の削減を図る。 (3) 教育、啓発等を通じて広範な理解と協力を得ることにより、汚濁負荷量の総量の削減を図る。 (4) その他の汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な諸施策を講ずる <sup>1)</sup> 。	-	S54.6	S59 年度	S55.7.1
第二次		-	S62.1	H 元年度	S62.7.1
第三次		し尿浄化槽について総量規制基準の対象範囲を拡大する <sup>2)</sup>	H3.1	H6 年度	H3.7.1
第四次		-	H8.4	H11 年度	H8.9.1
第五次		上記(1)から(4)に加え、環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正な管理、養殖漁業の環境改善、合流式下水道の改善等の施策を推進する。	従来の COD に加えて、新たに窒素・燐を総量規制の対象項目として指定する	H13.12	H16 年度

(注)

- 1) 水質汚濁防止法に基づき、都府県知事は、水質総量規制基準の適用されない未規制・小規模事業場に対し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。
- 2) し尿浄化槽は、処理対象人員 501 人以上が特定施設とされているが、第三次総量規制から処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽を「指定地域特定施設」に指定し、当該指定地域特定施設を設置する事業場（日平均排水量 50m<sup>3</sup>以上のものに限る。）に対しても総量規制基準を適用することとした。なお、平成 14 年度において総量規制基準が適用される指定地域内事業場数は 14,307 であり、うち指定地域特定施設のみを有する指定地域内事業場の数は 3,680 である。
- 3) 既設事業場については基準適用猶予期間が設けられている。